

第 2 回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会傍聴アンケート内容

NO.	カテゴリー	Q	A
1	意見	<p>情報システムというのは、急激な IT 社会の変革の中でその安全性、保全性、更新性、情報に対する意見表出の揭示等、検討する内容が多く、内容によっては深い社会構造上の学習が必要なものもある。市民がその内容を学べる場を保ちながら、その検討をするためのコーディネートが必要である。</p>	<p>第 2 回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。</p>
2		<p>学校における総合学習は市民に対する奉仕活動だけではなく、総合とは生活力をつける科目という意味であるので、地域社会の中で地域社会の特徴を知り、創造し、継承をしていくことへのトレーニングは、総合学習の目的に合致しています。学校教育以外に地域社会に関して学べる環境育成が大切である。</p>	<p>第 2 回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。</p>
3	市民参加のあり方について	<p>市民参加プログラムの中の「パブリックコメント」について、デジタルデバインド対応するため、市の施設に手書きの意見書を持っていけば、プロジェクト（原文ママ）等を用いることでそのコピーをパソコンに取り込めるようにし、インターネットで誰でもパブリックコメントができるようにすべきである。</p>	<p>第 2 回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。パブリックコメントの運用方法への御提案については、今後の対応の中で、課題とさせていただきます。</p>
4		<p>齊藤委員の「議会の活用がほしい」という意見に対して、市民の力を使うひとつのやり方として、議会が原案を作る。しっかりと研究して市民にその原案構成の意味を、案内容の意味を伝達する。これは、市民の</p>	<p>第 2 回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。</p>

		当該内容についての学習になるので、それを基に内容を加除し、内容を変更するような市民参加の案づくりの方法がある。最終案は市民参加の代表者(数名)と、議員の代表者(数名)で合議して作る。なお、議員の代表者は、議員所属政党全部(無所属を除く)から少なくとも1名は参加する。	
5		基本条例の策定においては生徒、学生～高齢者まで含めた多くの人の参加を促進して会を進めてほしい。	第2回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。
6		役所の時間は平日昼間、それに合わせて市民活動がされることが多いので参加が困難。	第2回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。
7	資料について	委員と傍聴人の情報知識の平等をできる限りはかるべきである。傍聴人のファイルのものも希望者には政策室で有料であっせんするべきである。	資料の提供については、現金の収受を伴いますので、行政資料室での扱いとさせていただきます。御了承ください。
8		会議録暫定版はプライバシー等と人を中傷するものは最初から検閲をして配るべきである。持ち帰れるようにすべきである。	今回、開催時に傍聴者に配布した「暫定版」は、この懇談会の議事録作成が初回であり、今後の作成方針を確認することが当日の議事であったため配布したものです。通常は議事録の確認は委員と事務局の間で行うものであり、今後は傍聴時に暫定版の配布を行うことはない予定です。また、委員の了承を得ていない議事録をお持ち帰りいただくことはできません。議事録が確定した後、ホームページに公開しますので、御了承ください。
9	その他	大変面白かった。今後に期待します。	第2回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示します。